

□ Q & A

● 1次調査

Q1 なぜ、今、盛土の調査を行うのですか？

A これまで、地震による盛土の滑動崩落のメカニズムがわからませんでしたが、発生した現象や事例に基づく近年の研究により、そのメカニズムが解明されてきたためです。

Q2 過去に宅地造成等規制法などに基づき許可を受けた土地において、なぜ調査を行うのですか？

A 大規模盛土造成地における滑動崩落のメカニズムは、平成7年（1995年）の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年（2004年）の新潟県中越地震の被害事例の分析により初めて明らかになったものです。これらの分析から滑動崩落の危険性を評価し対策を行うための技術的知見が得られたことなどから、平成18年（2006年）に宅地造成等規制法が改正されたことに基づき、滑動崩落により、お住まいの宅地に被害を及ぼすおそれのある区域を指定するための調査を行うこととなりました。この調査は、新しい知見に基づく調査ですので、過去において当時の技術基準に適合し許可を受けた土地であっても、調査の対象となる場合があります。

Q3 過去に許可を受けた大規模盛土造成地でも滑動崩落のおそれがあるのですか？

A 過去において当時の技術基準に適合し許可を受けた土地であっても、新しい知見に基づく調査により、大きな地震で滑動崩落のおそれがあると判断される場合があります。

□ Q & A

● 大規模盛土造成地マップの公表

Q1 なぜ大規模盛土造成地マップを公表するのですか？

A 大規模盛土造成地マップの公表は、市内の大規模盛土造成地のおおむねの分布を示し、盛土造成地は身近に存在することを住民の方々に知っていただくこと、また宅地耐震化推進事業へのご理解、ご協力をいただき、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

Q2 大規模盛土造成地マップが公表されましたか？自分の家の敷地が該当するのかわかるのですか？

A 1次調査においては、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせて大規模盛土造成地（8ページ参照）を抽出します。その結果を大規模盛土造成地マップとして公表しますが、重ね合わせに用いる地形図などは、1/2,500～1/10,000の縮尺であり、また重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示すものであり、基本的に個々の敷地まで特定するものではありません。さらに詳細については2次調査において検証されます。

Q3 大規模盛土造成地マップで該当する箇所は全て危険なのですか？

A 大規模盛土造成地マップは、1次調査において、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせて大規模盛土造成地（8ページ参照）を抽出し、その大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模をとりまとめたものであり、これらの地震時における安全性の検証は2次調査で行います。したがって、大規模盛土造成地マップで示された箇所全てが危険というわけではありません。

● 2次調査

Q1 盛土の調査で、個々の敷地の安全性の確認をしてもらえるのですか？

A 変動予測調査においては、ひとまとめりの盛土宅地を対象とし、地震時に滑動崩落の発生のおそれがあるかないかを評価します。したがって、ひとまとめりの盛土の中にある個々の敷地に対して安全性の検証を行うものではありません。

Q2 自宅の裏山が危険な状態です。調査してもらえますか？

A 宅地耐震化推進事業で行う調査は、盛土造成地の調査です。自然のままの地形は、この調査の対象ではありません。お住まいの地方公共団体へお知らせください。

□ Q & A

● 滑動崩落防止工事

Q1 なぜ、滑動崩落防止工事を宅地所有者等が行わなければならないのですか？

A 滑動崩落が発生すると、その宅地だけでなく、周辺に対しても甚大な被害を及ぼす場合があります。造成宅地防災区域の指定などが行われた場合に、造成宅地防災区域内の宅地所有者等には滑動崩落が発生しないよう必要な対策を講じるよう努めなければならない義務が発生します。また、宅地造成工事規制区域内において勧告された宅地所有者等も同様です。

Q2 滑動崩落防止工事の設計などに要する費用を支援する制度はあるのですか？

A 宅地耐震化推進事業（滑動崩落防止工事）においては、工事に必要な地盤等調査、設計および工事に要する費用に対する助成を受けられる場合があります。詳しくは、本書21ページや国土交通省・都道府県等にお問い合わせください。

Q3 滑動崩落防止工事で擁壁の設置例がありましたか、擁壁では、大規模な滑動崩落が起きた場合、盛土を押さえることはできないのではないかでしょうか？

A 2次調査の結果によっては、擁壁工を単独で採用できない場合があります。それぞれの造成地の地形や盛土の形状などによって、工事の方法は異なります。

● その他

Q1 滑動崩落防止工事によって設置した施設の維持管理は誰が行うのですか？

A 維持管理は、滑動崩落防止工事によって施設を設置した者が管理することが原則です。したがって工事によって設置した施設の効果を適切に維持するため、工事の計画を策定するうえでは維持管理コストを含めて慎重に工法を選択することが必要です。

Q2 水抜き穴から水が出てこないのですが、大丈夫でしょうか？

A 災害を未然に防止するためには、日頃からお住まいの宅地や周辺の擁壁を点検していただくことが大切です。水抜き穴が詰まっているのか、確認してください。